

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県建設業者提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則 一四
- 福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則 一四

告 示

- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 一四
- 平成二十六年年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件 一四

- 土地改良法により換地処分をした件 一四
- 道路の供用を開始する件三件 一四

福 島 県 病 院 局

- 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 一四

福 島 県 公 安 委 員 会

- 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則 一四

- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 一四

規 則

福島県建設業者提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則及び福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月十七日

福 島 県 規 則 第 十 三 号

福島県建設業者提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県建設業者提出書類等閲覧規則（昭和三十二年福島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」の下に「各号」を加える。
第二条の表一の項を次のように改める。

一 福島県土木部企画技
術総室技術管理課建設
産業室

知事の許可を受けた建設業者に係る建設業法第二十
九条の五第二項に規定する建設業者監督処分簿

附 則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県建設業者提出書類等閲覧規則第一条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出された書類について適用し、施行日前に提出された書類については、なお従前の例による。

（技術管理課建設産業室）

福 島 県 規 則 第 十 四 号

福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則

福島県港湾の管理に関する規則（昭和三十二年福島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（特定ふ頭を構成する行政財産の貸付け）

第一条 福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第三条第二項に規定する認定事業者が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第五十四条の三第七項の規定により特定ふ頭を構成する行政財産の貸付けを受ける場合、当該認定事業者は、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十七条の七各号に掲げる事項のほか、次に掲げる内容を全て満たす賃貸借契約を知事と締結しなければならない。

- 貸付施設
 - 貸付期間
 - 貸付料
 - 管理運営業務
 - 破損及び滅失
 - 契約の解除
 - 貸付施設の返還
 - 損害賠償
 - その他知事が必要と認める事項
- 2 前項第三号に規定する貸付料の額の算定に当たっては、条例第六条の二の規定による使用料の額の算定の例による。

第二条第一項中「福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。
 第九条第一項中「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（港 湾 課）

告 示

福島県告示第六十一号

1 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正する。
 2 平成二十七年からの製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
 平成二十七年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第四の第一号四に次のように加える。

ケ 次に掲げる直前事業年度終了日における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

(ア) 若年技術職員（満三十五歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）の継続的な育成及び確保の状況

(イ) 新規若年技術職員の育成及び確保の状況

（入札監理課）

福島県告示第六十二号

平成二十六年水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。

平成二十七年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 原種の配付数量

種類	品種名	数量（単位 キログラム）
水稲	コシヒカリ	一、四七七
	ひとめぼれ	四、二三四
大豆	天のつづ	一、六一〇
	あきたこまち	三八〇
	チヨニシキ	五六〇
	まいひめ	四八

大豆	たかねみのり	四八
	夢の香	三六
	こがねもち	五六〇
	ふくひびき	二六四
	水稲合計	一九、二一七
	ふくいぶき	一〇
	あやこがね	二六〇
	大豆合計	二七〇

二 原種の配付価格

種類	単位	価格（消費税及び地方消費税を除く。）
水稲	一キログラム	二四〇円
大豆	一キログラム	三二九円

（水田畑作課）

福島県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十七年三月六日大槻地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
 平成二十七年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農地管理課）

福島県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十七年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一二二号	南会津郡南会津町田島字谷地甲七番地先から 同 郡同 町田島字鎌倉崎乙 一九番地先まで	平成二十七年三月一七日

（道路計画課）

福島県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

福島県病院局

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	いわき市田人町石住才鉢二番地先から 同 市田人町石住才鉢九七番地先まで	平成二十七年三月一八日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第百六十六号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年三月十七日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇一号	南会津郡南会津町浜野字滝沢九六五番二地先から 同 郡同 町浜野字滝沢九六五番二地先まで	平成二十七年三月一七日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十七年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年三月十七日

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 平成27年 3月17日

福島県病院事業管理者 丹羽真一

福島県病院局管理規程第2号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第192条第1項第2号中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の2号を加える。

- (4) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 工事の請負契約、測量等の委託契約、物品の購入契約及び庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するとき。

第215条の見出し中「徴収」を「徴取」に改める。

別表第3 損益勘定（費用）の表中

諸会費	各種団体などに対する会費及び負担金を記載する。
-----	-------------------------

を

諸会費	各種団体などに対する会費及び負担金を記載する。
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額を記載する。

に改め、別表第3 資産勘定の表中

特定収入仮払消費税及

特定収入仮払消費税及び地方消費税	特定収入を財源として行われた課税仕入れに係る消費税額を記載する。	を	び地方消費税
			その他流動資産
			立替金
			その他流動資産

特定収入を財源として行われた課税仕入れに係る消費税額を記載する。
一時的に立て替えて支払った金額を記載する。
動

に改め、別表第3負債勘定の表固定負債の部企業債

の項及び他会計借入金の項中「建設改良費等」を「建設改良等」に、「改良以外の目的に要する資金」を「改良の目的に要する資金」に改め、同項の次に次のように加える。

リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）を記載する。
-------	--	---

別表第3負債勘定の表流動負債の部企業債の項中「建設改良費等」を「建設改良等」に改め、同部他会計借入金の項中「建設改良費等」を「建設改良等」に、「ために発行する」を「ための」に改め、同項の次に次のように加える。

リース債務		1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務を記載する。
-------	--	---

別表第3負債勘定の表に次のように加える。

繰延収益	長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特
------	-------	--	--

				別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額を記載する。
繰延収益	長期前受金 収益化累計 額			

別表第5の2の表株式会社東邦銀行喜多方支店の項及び株式会社東邦銀行会津一之町支店の項を削る。

別表第5の3の表中

「株式会社東邦銀行只見支店

南会津郡只見町

」を

株式会社東邦銀行只見支店	南会津郡只見町
株式会社東邦銀行会津一之町支店	会津若松市

に、

「株式会社東邦銀行猪苗

代支店	耶麻郡猪苗代町
-----	---------

」を

「株式会社東邦銀行猪苗代支店

耶麻郡猪苗代

株式会社東邦銀行喜多方支店

喜多方市

町

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院経営課)

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月17日

福島県公安委員会委員長 長谷川 百合子

福島県公安委員会規則第4号

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（県民サービス課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月17日

福島県公安委員会委員長 長谷川 百合子

福島県公安委員会規則第5号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3 県道中野須賀川線の項中「須賀川市牛袋町113地先」を「須賀川市西川町82番1地先」に改め、同表市道（郡山市）菖蒲池向原線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）待池台一丁目宮ノ前	郡山市待池台一丁目55番36地先から同市待池台一丁目15番1地先まで
------------------	------------------------------------

線

別表第3市道（郡山市）笹川多田野線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）片平町安子島線	郡山市熱海町長橋字東原177番1地先から同市熱海町長橋字東原229番地先まで
市道（郡山市）荒井長者線	郡山市安積町荒井字橋郎治8番1地先から同市安積町荒井字北田6番1地先まで
市道（郡山市）地田東東原線	郡山市喜久田町堀之内地田東8番9地先から同市熱海町長橋字東原177番1地先まで

別表第3市道（白河市）昭和町16号線の項の次に次のように加える。

市道（須賀川市）I-16号線	須賀川市陣場町131番地先から同市西川町119番地先まで
----------------	------------------------------

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（交通規制課）